

今どきの子育て



働きながら子育てをする方へ

子育てと仕事を両立するために、誰かひとりが負担を抱え込むことがないような子育て環境を整えることができる頼もしい法律が整ってきています。

子育て環境を整える各種情報

厚生労働省	職場における子育て支援政策に関すること https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/index.html
	育児・介護休業法に関すること https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html
	総合労働相談コーナー（あらゆる分野の労働問題を対象） https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html
こども家庭庁	子ども・子育て支援制度についての情報 https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido
小金井市経済課	勤労者福祉や就職支援などの担当課です

たとえばこんなこと

法律に関する問い合わせ・相談 東京労働局雇用環境・均等部 指導課 TEL 03-3512-1611

●産休取得による解雇や不利益な取り扱いの禁止

＜対象＞ 男女労働者

＜内容＞ 産前・産後休業を取得したことを理由とした解雇の禁止。育児休業の申し出や取得による解雇や降格・減給、有期雇用者（いわゆる契約社員）について契約を更新しないなど、その他不利益な取り扱いの禁止。

＜法律＞ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法

●残業や深夜労働の制限

＜対象＞ 小学校入学前の子を養育する男女労働者

＜内容＞ 請求された場合、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、事業主は1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならない。また、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、22:00～5:00までの深夜労働をさせてはならない。

＜法律＞ 育児・介護休業法

●こがねい仕事ネット

市では、インターネットを活用して求人情報や事業者情報を無料で提供する「こがねい仕事ネット」を開設しています。仕事に関する相談窓口や労働法をわかりやすくまとめた「ポケット労働法」（東京都産業労働局編集）などもご案内しています。

【URL】▶ パソコン・スマートフォン <https://www.koganei-s.net>

【問合せ】 経済課 TEL 042-387-9831



●育児時間の請求や就業上の優遇措置

<対象> 1歳未満の子を養育する女性

<内容> 少なくとも30分の育児時間を1日2回請求できる(勤務時間の初めや終わりにまとめて1時間請求することも可)。

<法律> 労働基準法

<対象> 1歳(1歳6か月に達するまで育児休業をできる場合に当たっては1歳6か月)以上就学前の子を養育する男女労働者

<内容> 事業主は、●短時間勤務●フレックスタイム制●始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ
●所定外労働をさせない●託児施設の設置運営やこれに準ずる便宜の供与のいずれかの措置を講じなければならない。

<法律> 育児・介護休業法

●雇用形態による差別の禁止

<対象> 労働者

<内容> 雇用形態に関わらず、すべての労働者に労働基準法が適用される。また、有期雇用者(いわゆる契約社員)も、雇用継続が見込まれる場合は、育児・介護休業法が適用される。

<法律> 労働基準法、育児・介護休業法

<対象> 労働者

<内容> 母性健康管理の措置が講じられず、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合、労働局長が、調停など紛争解決援助の申し出を行うことができる。

<法律> 男女雇用機会均等法

<対象> 職務の内容、退職までの長期的な人材活用の仕組みや運用などが通常の労働者と同一のパートタイム労働者。

<内容> パートタイム労働者であることを理由とした待遇の差別の禁止

<法律> パートタイム労働法

母性健康管理指導事項連絡カード

事業主は、女性労働者が妊娠のための保健指導または健診を受けるための時間を確保することができるようにしなければならないと定めています(男女雇用機会均等法)。例えば、

- 妊娠中の通勤緩和(時差通勤、勤務時間の短縮等の措置)
- 妊娠中の休憩に関する措置(休憩時間の延長、休憩回数の増加等の措置)
- 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置(作業の制限、休業等の措置)

「母性健康管理指導事項連絡カード」は、主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝えるためのアイテムです。事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように、母性健康管理指導事項連絡カードを利用しましょう。

※厚生労働省のホームページからもダウンロード可

祖父母とパパママが 円満な関係を築くコツ！

家族だからこそ、かえって難しさのある親・義父母や娘・息子夫婦との人間関係。孫(子)を思う気持ちは同じでも、価値観や立場の違いからギクシャクしてしまうことも。それぞれの悩みや心がけたいポイントを知りましょう。

「祖父母の悩みの例」

孫のためについ世話をやきたくなるけれど、あまり頼ってこないのは嫌がっているからだろうか…

子育ても今と昔ではずいぶん違うようだから、手出し口出しをためらってしまう

大変なときは遠慮せずに甘えてほしい



「パパママの悩みの例」

子どもを少しの時間預かってもらって自分の時間がほしい…。でも、甘えていると思われるのでは？

“昔はこうだった”と昔のやり方を押し付けないでほしい

手伝ってくれるのはありがたいけど、この子に合ったやり方を事前に確認してほしい



祖父母の心得3か条

1 子育ての主役はママとパパ

祖父母はあくまでサポート役と心得ましょう。孫可愛さのあまり先回りせず、普段の生活リズムや与えたくないものなど、子育て方針についてパパママからよく聞いてみましょう。

2 頼られたときには精一杯のエールを

情報は豊富でも、「親」としては0歳のパパママ。「おばあちゃんの知恵袋」には大助かりです。子育てを頼られたおじいちゃん、一緒に一から学ぶつもりでできることから始めましょう。

3 「甘やかす」のではなく「甘えさせる」

孫が喜ぶからといって、望みを何でも叶えてあげるのは考えもの。大量のプレゼントや甘いお菓子ばかり孫に与えて、パパママを困らせてしまう祖父母は多いものです。溺愛のあまりタガが外れる「孫フィーバー」にご注意！孫を訪ねるときは必ず連絡しましょう。

パパママの心得3か条

1 頼り上手になろう

周囲に頼ることは必要な育児技術のひとつ。でも育児を丸投げするのはNG！祖父母に何時まで何をしてもらいたいのか、何をしてほしいのか、具体的にはっきり伝えましょう。

2 正解を探さない

「祖父母とパパママのやり方、どちらが正しい？」という正解探しではなく「今、この子が求めていること」に応えることが一番大切。ときには「こんなときどうしてた？」と祖父母の知恵を借りてみましょう。

3 感謝の気持ちを表そう

当たり前になりがちな祖父母の存在ですが、小さな子どもの相手をするのは体力的にもきついもの。日頃から感謝の気持ちをきちんと伝え、記念日には小さなプレゼントをするのもよいでしょう。



参考／みんなで子育て
[監修・執筆] 原尻風葵
(助産師・保健師・看護師)
所属：株式会社Mocosuku

小児科

内科

久滋医院

駐車場4台

駐輪場あり

おむつ替え台あり

小児科全般の診療はもちろん、予防接種、
育児の疑問や不安など、お子様の
気になることはどんな小さなことでも
お気軽にご相談ください。

小児科医師(小林美和子)は

日本小児科学会認定の小児科専門医です。

内科も併設(院長 内科医:小林久滋)のため、保護者の方も診察可能です。



WEBで予防接種・健診の予約、診療の当日順番受付ができます。

	内容	診療時間	受付方法	月	火	水	木	金	土	日/祝
午前	予防接種 健診	8:30~10:00	予約制	●	●	—	●	●	●	—
	診療	10:00~12:30	WEB・TEL	●	●	—	●	●	●	—
午後	予防接種 健診	15:30~16:30	予約制	●	●	—	●	●	—	—
	診療	16:30~19:00	WEB・TEL	●	●	—	●	●	—	—

※今後の状況により診療時間を変更することがあります。

久滋医院

小金井市梶野町4-5-7

☎042-383-2078

FAX 042-384-1202



東小金井駅より徒歩8分
小金井三小角交差点近く

ココバス北東部循環・9番
小金井第三小学校下車

WEB当日順番受付 午前7:00~11:30 午後12:00~18:00
TEL当日順番受付 午前8:30~12:00 午後15:30~18:30

受付状況によっては時間内であっても早めに受付を終了することがあります。ご了承ください。webでの受付をおすすめします。